千葉市立青葉病院院内保育所業務公募型プロポーザル実施要項

１　趣　旨

この要綱は、千葉市立青葉病院における院内保育所業務を委託するにあたり、委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

２　委託の概要

（１）名称

千葉市立青葉病院院内保育所業務委託契約

（２）発注者

千葉市病院事業管理者　寺井　勝

（３）業務内容

　　ア　千葉市立青葉病院院内保育所業務仕様書(以下「仕様書」という。)に記載の業務

　　　　（概要）

　　　　　・保育実施日　土日、休日を含む全日

・保育時間 　原則午前７時３０分から午後７時００分まで

※水・金は延長保育実施（午後７時００分から午後９時００分まで）

※火・木・日は夜間保育実施（午後７時００分から翌日午前７時３０分まで）

　　　　　・定　　員　　３０人

※児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４条第１号及び第２号に規定する乳児及び幼児

　　イ　委託業者が本プロポーザルにおいて提案を行った業務

（４）委託期間

令和３年４月１日～令和６年３月３１日まで

　　　　※ただし、令和３年３月３１日までの間に、現受注者から業務の引継を受けること。また、当該引継に要する費用は、全て新受注者が負担すること。

（５）委託金額の上限（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）

１１９，１０９，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）

※これを上回る見積金額による提案は採用しない。

３　公募型プロポーザル実施スケジュール

令和２年１０月２３日（金）　公告(応募申込書類提出受付開始)

令和２年１０月２９日（木）　応募申込書類提出締切　午後５時

令和２年１０月３０日（金）　参加資格確認結果通知（参加者へ仕様書等を配付）

令和２年１１月　２日（月）　質問書提出受付開始

令和２年１１月　４日（水）　施設見学実施

～１１月　６日（金）

令和２年１１月　９日（月）　質問書提出締切　午後５時

令和２年１１月１１日（水）　質問に対する回答

企画提案書提出受付開始

令和２年１１月２０日（金）　企画提案書提出締切　午後５時

令和２年１２月　上　　旬　　プレゼンテーションの実施及び選考

令和２年１２月　上　　旬　　選考結果通知・契約交渉

令和２年１２月　中　　旬 　契約締結・業務引継開始

令和３年　４月　１日（木）　業務開始

４　選定方式

公募型プロポーザル方式により、提案内容及び見積額を総合的に評価し、最も高い評価の者を優先交渉権者として選定、当該優先交渉権者と契約内容について交渉の上、契約締結を行う。なお、優先交渉権者と契約に至らない場合は、次点の者と契約交渉を行う。

提案内容の評価は、病院職員で構成する千葉市立青葉病院院内保育所業務委託契約プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

５　参加資格

（１）応募者の資格要件

ア　令和２・３年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者（登録業種　大分類：介護・保育、中分類：保育業務）

　　イ　地方自治法施行令(昭和２２政令第１６号)第１６７条の４の規定に該当しない者で、　　　　次のいずれにも該当しないものであること。

　　　　ただし、⑦、⑧について、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第３条又は地方税法附則第５９条による猶予制度の適用を受けている場合はこの限りではない。

①手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

②当該入札日前６か月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出した者

③会社更生法(平成１４年法律第１５４号)の厚生手続き開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者

④民事再生法(平成１１年法律第２２５号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていない者

⑤千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和６０年８月１日施行)に基　　　　 づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受け　　　　　 ている者

　　　　⑥千葉市内において、都市計画法(昭和４３年法律第１００号)に違反している者

⑦千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税(延滞金を含む) を完納していない者

⑧千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき　　　　 者にあっては、個人住民税の特別徴収を行なっていない者

ウ　平成２７年度から令和元年度までに、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県及び茨城県で定員３０人以上の院内保育所業務を２ヵ所以上履行した実績を有する者。

６　参加申込

（１）提出書類

　　ア　参加資格確認申請書

　　イ　履行実績についての契約書の写し

　　ウ　誓約書

　エ　市税完納及び特別徴収に関する証明書(市内に本店又は営業所を有する場合)

 　 オ　国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書等(上記エの提出がない場合)

（２）提出部数　１部

（３）受付期間　令和２年１０月２３日（金）～和２年１０月２９（木）

　　　　　　　　※土曜日・日曜日・祝日・受付時間外（午後５時～午前９時）及び提出　　　　　　　　　期限を過ぎた場合は受け付けない。

（４）提出方法　郵送または持参

（５）提 出 先　千葉市立青葉病院　事務局　総務班

　　　　　　　　住所：〒260-0852 千葉市中央区青葉町1273-2

（６）参加資格確認結果の通知

　　　令和２年１０月３０日（金）に結果を通知する。

　　　なお、確認結果が「可」となった者（以下「参加者」という。）に対し、仕様書等を開示する。

７　施設見学

　　希望者に対し個別に実施する。

（１）実施期間　令和２年１１月４日（水）～令和２年１１月６日（金）

　　　　　　　　　※実施日時は事務局担当者から連絡する。

（２）申込方法　資格参加確認申請書に見学希望の旨を記載すること。

　　　　　　　　　※見学者は、１社３人までとする。

　　　　　　　　　※記載がない場合は希望しないものとして扱う。

８　質問の受付及び回答

　　本プロポーザルの内容に不明な点がある場合は、所定の様式を用い、質問書を提出すること。

（１）受付期間　令和２年１１月２日（月）～令和２年１１月９日（月）午後５時まで

　　　　　　　　　※提出期限を過ぎたものは受け付けない。

（２）提出方法　電子メール

（３）提 出 先　千葉市立青葉病院　事務局　総務班

　　　　　　　　住所：〒260-0852 千葉市中央区青葉町1273-2

　　　　　　　　電子メール：aobabyoin.AMH@city.chiba.lg.jp

（４）回答方法　令和２年１１月１１日（水）に参加者全員に電子メールにて回答する。

９　企画提案書の提出

（１）提出書類

　　ア　企画提案書

　　　　・用紙サイズ　Ａ４

 ・用紙の向き　縦型、横書き、左端をホチキス綴じ

　　　　・文字サイズ１１ポイント

　　　　　※提案項目は別途指示する。

　　イ　会社概要（様式任意）

　　ウ　業務責任者（候補）経歴書（様式任意）

　　エ　見積書（様式任意）

　　　　　※内訳として人件費及び管理費等を記載すること。

（２）提出部数　５部（押印のあるもの１部を正本とし、４部は写しとする。）

（３）受付期間　令和２年１１月１１日（水）～令和２年１１月２０日（金）

　　　　　　　　※土曜日・日曜日・祝日・受付時間外（午後５時～午前９時）及び提出　　　　　　　　　期限を過ぎた場合は受け付けない。

（４）提出方法　郵送または持参

（５）提 出 先　千葉市立青葉病院　事務局　総務班

　　　　　　　　住所：〒260-0852 千葉市中央区青葉町1273-2

１０　プレゼンテーションの実施

（１）実 施 日　令和２年１２月上旬

（２）開催場所　千葉市立青葉病院内会議室（日時は事務局担当者から連絡する。）

（３）出 席 者　１社につき３人以内

　　　　　　　　　※受注した場合の業務責任者（候補）を必ず出席者に含めること。

（４）実施方法

　　ア　プレゼンテーションは提出した企画提案書に基づき実施するが、プロジェクター　　　　の使用も可とする。プロジェクターは、病院で用意するが、パソコン等必要な物は持参すること。

　　イ　プレゼンテーション実施後、質疑応答を行う。プレゼンテーション時間は１５分以内とし、質疑応答を含め１社あたり３０分を持ち時間とする。

１１　審査及び優先交渉権者の選定

（１）評価項目

|  |
| --- |
| 基本方針 |
| 組織運営 |
| 安全・衛生・健康管理 |
| 勤務体制・人材確保 |
| 自由提案 |
| 見積金額 |
| 運営実績 |

　　　　※配点は別途通知する。

（２）審査方法

参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーション等を総合的に審査し、評価項目に基づいて評価点を算出する。

（３）優先交渉権者の選定

　　　評価点が最も高い参加者を優先交渉権者として選定する。最高得点の者が複数あった場合は、審査委員会の議決により選定する。

（４）審査結果の通知

　　ア　審査結果は、参加者全員に対し、令和２年１２月上旬に通知する。

　　イ　審査結果に対する問い合わせ、異議申し立て等には一切応じない。

（５）失格事由

　　　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

　　ア　提出期限、提出先、提出方法等に係る本要項の規定を満たしていない場合

　　イ　見積金額が委託金額の上限を超えている場合

ウ　仕様書の内容を満たしていない場合

　　エ　提出書類に虚偽の記載があった場合

　　オ　審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

１２　 契約方法

（１）優先交渉権者と詳細な業務内容及び契約条件について協議し、合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。

（２）前項の協議が不成立等の場合は、順次、次点者以下の参加者と交渉を行う。

（３）優先交渉権者が千葉市契約規則第２９条各号に該当しない場合は、同第２８条に定める契約金額の１００分の１０以上の金額または同２８条の２に定める契約保証金に代わる担保を納めること。なお、契約保証金は、同２９条の２により、契約を履行し、かつ、検査が終了した後に還付する。

１３　その他留意事項

（１）本プロポーザルに関して、参加者が必要とする費用は、すべて参加者の負担とする。

（２）書類提出後の修正・変更は認めない。

（３）提出された書類等は返却しない。

（４）提案は１参加者につき１提案とする。

（５）参加者に対して、他の参加者名は公開しない。

（６）参加者が１社の場合であっても審査を実施する。ただし、参加者がいない場合は、本プロポーザルを中止する。

（７）審査の結果、提案内容が一定の水準を満たさないと判断された場合は、採用しない。

（８）提出書類は、千葉市情報公開条例（平成１２年市条例５２号）の規定に基づき開示請求されたときは、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第７条第１項第６号の規定に基づき、開示の対象としない。

１４　担当事務部門及び連絡先

　　　千葉市青葉病院　事務局　総務班

　　　住所：〒260-0852 千葉市中央区青葉町1273-2

　　　電話：043-227-1131(代)　FAX：043-227-2022

　　　受付時間：午前9時　～ 午後5時

 　　電子メール：aobabyoin.AMH@city.chiba.lg.jp